

保医発1226第2号
平成26年12月26日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公印省略)

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

今般、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成20年厚生労働省告示第61号）」の一部が平成26年厚生労働省告示第498号をもって改正され、平成27年1月1日から適用することとされたことに伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

- 1 別表のⅡの112(2)の⑦の次に次のように加える。
⑧ 右室同期左室単独ペーシング機能及びペーシング間隔自動調整機能を有するものであること。
- 2 別表のⅡの112(3)の⑦のエ中「⑧及び⑫」を「⑧、⑫及び⑬」に、同⑧のオ中「⑫」を「⑫及び⑬」に、同⑫中「トリプルチャンバ（Ⅲ型）」を「トリプルチャンバ（Ⅲ型）・標準型」に改め、同⑫のオの次に次のように加える。
カ ⑬に該当しないこと。
- 3 別表のⅡの112(3)の⑫の次に次のように加える。
⑬ トリプルチャンバ（Ⅲ型）・自動調整機能付き
次のいずれにも該当すること。
 - ア トリプルチャンバ型（心房及び両心室でセンシング又はペーシングを行うものをいう。）であること。
 - イ レート応答機能及び上室性頻拍抑止機能を有するものであること。
 - ウ 房室伝導監視型心室ペーシング抑止機能を有しないものであること。
 - エ 抗上室性頻拍ペーシング治療機能を有するものであること。
 - オ 胸郭抵抗モニタリング機能を有するものであること。
 - カ 右室同期左室単独ペーシング機能及びペーシング間隔自動調整機能を有するものであること。

(参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成 26 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号) の一部改正について

		改 正 後		現 行	
(別表)		(別表)		(別表)	
I	(略)				
II 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部及び第 1 部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格		II 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部及び第 1 部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格			
001～111 (略)		001～111 (略)			
112 ベースメーカー		112 ベースメーカー			
(1) (略)		(1) (略)			
(2) 機能区分の考え方		(2) 機能区分の考え方			
ベースメーカーは、次に規定する機能の有無等により 13 区分に区分する。		ベースメーカーは、次に規定する機能の有無等により 12 区分に区分する。			
①～⑦ (略)		①～⑦ (略)			
⑧ 右室同期左室単独ペーシング機能及びペーシング間隔自動調整機能を有するものであること。					
(3) 機能区分の定義		(3) 機能区分の定義			
①～⑥ (略)		①～⑥ (略)			
⑦ トリプルチャンバ (I 型)・標準型		⑦ トリプルチャンバ (I 型)・標準型			
次のいずれにも該当すること。		次のいずれにも該当すること。			
ア～ウ (略)		ア～ウ (略)			
エ ⑧、⑪ 及び ⑬ に該当しないものであること。		エ ⑧ 及び ⑪ に該当しないものであること。			
⑧ トリプルチャンバ (I 型)・極性可変型		⑧ トリプルチャンバ (I 型)・極性可変型			
ア～エ (略)		ア～エ (略)			
オ ⑫ 及び ⑬ に該当しないものであること。		オ ⑫ に該当しないものであること。			

<p>⑨～⑪ (略)</p> <p><u>⑫トリプルチャンバ (III型)・標準型</u></p> <p>次のいづれにも該当すること。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p><u>カ ⑬に該当しないこと。</u></p> <p><u>⑭トリプルチャンバ (III型)・自動調整機能付き</u></p> <p>次のいづれにも該当すること。</p> <p>ア <u>トリプルチャンバ型 (心房及び両心室でセンシング又はペーシングを行うものをいう。) であること。</u></p> <p>イ <u>レート応答機能及び上室性頻拍抑止機能を有するものであること。</u></p> <p>ウ <u>房室伝導監視型心室ペーシング抑止機能を有しないものであること。</u></p> <p>エ <u>抗上室性頻拍ペーシング治療機能を有するものであること。</u></p> <p>オ <u>胸部抵抗モニタリング機能を有するものであること。</u></p> <p>カ <u>右室同期左室単独ペーシング機能及びペーシング間隔自動調整機能を有するものであること。</u></p>	<p>⑨～⑪ (略)</p> <p><u>⑫トリプルチャンバ (III型)</u></p> <p>次のいづれにも該当すること。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p><u>カ ⑬に該当しないこと。</u></p> <p><u>⑭トリプルチャンバ (III型)・自動調整機能付き</u></p> <p>次のいづれにも該当すること。</p> <p>ア <u>トリプルチャンバ型 (心房及び両心室でセンシング又はペーシングを行うものをいう。) であること。</u></p> <p>イ <u>レート応答機能及び上室性頻拍抑止機能を有するものであること。</u></p> <p>ウ <u>房室伝導監視型心室ペーシング抑止機能を有しないものであること。</u></p> <p>エ <u>抗上室性頻拍ペーシング治療機能を有するものであること。</u></p> <p>オ <u>胸部抵抗モニタリング機能を有するものであること。</u></p> <p>カ <u>右室同期左室単独ペーシング機能及びペーシング間隔自動調整機能を有するものであること。</u></p>
	<p>III～XII (略)</p> <p>III～XII (略)</p>